

政令第 号

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金に関する政令（昭和五十一年政令第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第六号中「第百三十二号」の下に「。以下「特別措置法施行令」という。」を加え、同条に次の号を加える。

七 東シナ海はえ縄漁業（特別措置法施行令第六条第十号に規定する東シナ海はえ縄漁業をいう。）

附 則

この政令は、公布の日から施行する。